

日教組香川
2019.11



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

まとめどりとガイドラインで

第一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱
公立の義務教育諸学校等の教育職員への労働基準法第三十二条の四の規定の適用
労働時間制を条例により実施できるよう、地方公務員法第五十八条第三項の規定の適用について必要な読替え規定を定めること。
第二 教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等
一 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（第二の二）において單に「指針」という。）を定めるものとすること。
二 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。
第三 施行期日等
この法律は、令和三年四月一日から施行すること。ただし、第三の二については公布の日から、第二の二この法律の施行に関し必要な準備行為を定めること。

(第七条第一項関係)
(第七条第二項関係)

(附則第一項関係)
(附則第二項関係)

長時間労働は是正できるのか？

香教組でもない、
香教連でもない、
高教組でもない

全国で一番なかまの多い 日教組香川へ



日教組香川HPへ

「給特法改正案」閣議決定される

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する法律案」が、2019年10月18日に閣議決定されました。

今国会内で改正法律案が成立すれば、2021年4月より、地方公共団体の判断で1年単位の変形労働時間制が適用できるようになります。

改正されるのは、「給特法」のうち、第5条関係にあたる「1年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）」、第7条関係にあたる「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」の2つです。

「1年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）」について、文部科学省は「4、6、10、11月の繁忙期の計13週について、勤務時間を週3時間増やし、その分、夏休み期間中の8月に5日間休むイメージだ。子育てや介護中の教員への配慮は大前提にしている」としているが、これでは、繁忙期に恒常的な長時間労働を固定化するおそれがあります。また、閑散期と言われる夏休みに完全に休日としてとれる保障が今の学校現場にはありません。

「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」では、2019年1月25日に発出した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「指針」へ格上げするものです。結果、月45時間、年360時間の時間外勤務が、時間外手当も付かず容認され、さらに「臨時的な特別な事情」では、月100時間、年720時間も時間外勤務も容認されるものです。持ち帰り仕事も増える恐れがあり、現行の長時間労働の是正とはかけ離れたものなります。

今後、改正法律案は閣議決定を受

けて、10月4日より開かれている第200回国会に提出され、審議を通過し成立すれば、「1年単位の変形労働時間制の適用」は2021年4月1日、「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」は2020年

4月1日から施行される見通しです。

日教組香川は、日教組本部とともに、改正法案の問題点を指摘しながら、業務削減、必要な人員確保と定数改善、給特法の廃止・抜本的な見直しのベストミックスを求めて行きます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保することなどが可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする（※）。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4（地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外）について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項（対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであることを踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施行期日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用（第5条関係）については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（第7条関係）については令和2年4月1日

成立するとただ働き状態が正式に認められてしまうが…

県人事委員会勧告

給与改定、働き方改革とともに、 不妊治療休暇制度創設に言及

10月9日(水)、県人事委員会(委員長 関谷利裕)は、今年度の『職員の給与等に関する報告と勧告』を行い、日教組香川を含む五者共闘に説明会を行いました。日教組香川からは、嶋村委員長が出席しました。

本年の給与勧告のポイントは、本年の民間給与との較差に基づく給与改定として、

- ① 民間給与との較差(362円、0.10%)を埋めるため、人事院勧告に準じた給料表の水準の引上げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分)

です。

また、報告の中では、「とりわけ、教育職員については、その職務と勤務態様の特殊性により、勤務時間の内外を包括的に評価されているが、近年、教育職員に求められる役割が拡大し、これに伴って学校現場における長時間勤務が常態化するなど、その厳しい勤務実態が顕在化している。こうした状況を改善するため、その勤務時間を客観的に把握し、業務の適正化や効率化などに向けた取組を進めることが必要である。教育委員会においては、昨年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」に掲げる取組を着実に進めていくことが重要であり、本年6月に文部科学省が発出した通知「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」を踏まえた対応も求められる」とし、長時間勤務の改善の必要性を強調しています。

さらに、独自に要求していた長期不妊治療休暇新設については、「不妊治療への支援については、職員の仕事と家庭の両立を支援する観点から、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図るとともに、現在7府県で導入されている年6日間を限度とする不妊治療のための特別休暇制度の創設について検討する必要がある」とし、特別休暇制度の新設に大きな道筋ができました。

今後、日教組香川は、11月21日、県教委と人事委員会勧告の早期実現にむけての交渉を行います。

令和元年 職員の給与等に関する報告と勧告の概要

○ 本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差362円(0.10%)を埋めるため、人事院勧告に準じた給料表の引上げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数の引上げ(0.05月分)

I 本年の民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

(1) 月例給(平均給与月額)の比較

民間給与との格差 362円 0.10%(昨年 596円 0.16%)

民間従業員(事務・技術)	県職員(行政職)	較差
363,977円	363,615円	362円(0.10%)

- (注) 1 平均給与月額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等以外の全ての給与の平均月額をいう。
 2 民間従業員の平均給与月額は、2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査に基づき役職段階、学歴及び年齢を県職員と対応させて算出したものである。
 3 民間給与との比較に用いた県職員の平均年齢は43.9歳で、平均経験年数は21.4年である。

(2) 期末・勤勉手当の比較

民間従業員の年間支給割合4.50月分(県職員の年間支給月数4.45月分)

2 国及び他の都道府県職員の給与との比較

平成30年4月における国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県職員のラスバイレス指数は98.1(全都道府県職員の平均指数は100.1)である。

3 給与改定等の内容

給与改定額及び改定率(行政職)

現行給与月額	改定後の給与月額	改定額(率)	改定額の内訳
363,615円	363,971円	356円 (0.10%)	給料月額 344円 はね返り分(注) 12円

(注)給料等の改定に伴い手当額が増減する分

※ 平均年間給与影響額等(行政職)

[勧告前] 6,040千円 [勧告後] 6,064千円
[影響額(率)] 24千円(0.41%)

(1) 給料表

- ・ 行政職給料表については、本年の民間給与との較差の大きさ及び民間の初任給を中心とする若年層の状況等を踏まえ、人事院勧告における俸給表に準じて引上げ改定を行う。
- ・ 行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数を引上げ 4.45月分→4.50月分(勤勉手当を0.05月分引上げ)

来年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

	6月期	12月期
本年度 期末手当 勤勉手当	1.30月(支給済み) 0.925月(支給済み)	1.30月(改定なし) 0.975月(現行0.925月)
2年度以降 期末手当 勤勉手当	1.30月(改定なし) 0.95月	1.30月(改定なし) 0.95月

(3) 本年の給与改定の実施時期

平成31年4月1日。ただし、期末・勤勉手当については、令和元年12月1日

(4) その他

住居手当については、人事院勧告では改定を行うとされているが、本県においては、手当の支給対象となる家賃額の下限と職員住宅等の使用料とがおおむね均衡していることや、民間における住宅手当の支給状況を踏まえ、改定を行わないこととする。

II 人事管理**1 人材の確保・育成****(1) 優秀で多彩な人材の確保**

- 少子化等により若年層の人口減少が進み、人材確保に向けた競争が激化していることなどから、近年、採用試験の受験者は減少傾向にある。
- 優秀で多彩な人材の確保に向けて、近年の新卒者の採用を巡る状況の変化も踏まえ、職員に対するキャリア形成支援や働き方改革への取組についても情報発信を行うなど、募集・広報活動の一層の充実・強化を図る必要がある。特に技術系職員については、人材確保が困難な状況が続いているため、リクルーター制度の構築など、採用広報活動の一層の充実を図る必要がある。
- 採用試験の実施方法等について、他の都道府県の状況も参考にしながら幅広く検討し、受験しやすい環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

(2) 人材の育成

- 職員のキャリア形成の支援が重要であり、これまで以上に多様な業務を経験する機会を付与するとともに、若手職員への技術継承の一層の推進、職員研修の受講機会の拡充や資格取得の支援により、職員の専門能力を向上させるほか、自己啓発に取り組む意欲を醸成するための環境整備を進めることが求められる。
- 女性職員が将来高い職責を担うことを見据えた業務分担や職域拡大に取り組むなど、キャリアアップへの動機づけを行うことにより、管理職となり得る女性職員の人材の層を厚くしていくことが重要である。

(3) 人事評価の適切な実施と活用

- 本県では、平成12年度から現行の人事評価制度を運用している。今後も制度を円滑かつ適切に運用するためには、より公正性や納得性の高い制度としていくことが重要である。
- 人事評価制度を通じて、より高い意欲と能力を持った人材を育成するとともに、組織全体の活力と公務能率の向上を図り、県民サービスの向上につなげられるよう、必要に応じて、実施状況を検証し制度を改善していくことも重要である。

2 勤務環境の整備**(1) 総実勤務時間の短縮**

- 任命権者においては、本年4月から人事委員会規則により超過勤務命令の上限が設定された趣旨を踏まえ、総実勤務時間の短縮に向けた取組をより一層進めていく必要がある。本委員会としても、規則の遵守状況の把握に努め、必要に応じて任命権者に対し指導・助言等を行っていく。
- 民間労働法制における年次有給休暇に係る措置を踏まえ、年10日以上の年次休暇が付与される職員が当該年において年次休暇を5日以上確実に取得できるよう取組を進める必要がある。
- 教育職員については、昨年3月に教育委員会が策定した「教職員の働き方改革プラン」に掲げる取組を着実に進めていくことが重要であり、本年6月に文部科学省が発出した、夏季等の長期休業期間における学校業務の適正化等に係る通知を踏まえた対応も求められる。

(2) 仕事と家庭の両立支援

- 男女を問わず職員が育児や介護をしながらでもより働きやすくなるなど、仕事と家庭の両立支援を図るため、多様で柔軟な働き方について、他の都道府県の取組も参考にしながら検討していく必要がある。
- 不妊治療への支援については、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図るとともに、他県で導入されている不妊治療のための短期の特別休暇制度の創設について検討する必要がある。

(3) 健康管理対策の推進

- メンタルヘルスについては、ストレスチェックの適切な実施と活用等を通じ、心の不調者の発生防止や早期発見・早期対応、また円滑な職場復帰と再発防止といった

各段階に応じた対策を引き続き重点的に講じることが必要である。

- やむを得ず長時間労働を行った職員に対しては、労働安全衛生関係法令の改正等を踏まえて対象者を拡大した医師による面接指導等を活用していくことが重要である。
- 職場におけるハラスメントについては、防止等の方針等に基づき対策を推進していく必要がある。パワー・ハラスメントについては、法改正により雇用管理上の措置義務等が定められたことから、厚生労働大臣が定めることとなる指針に則した対策を講じる必要がある。

3 障害者雇用に関する取組

- 昨年、知事部局（病院局を含む。）及び教育委員会において、障害者雇用に係る法定雇用率を達成しておらず、また再点検の結果、障害者雇用率の算定に誤りがあったことが判明したことを踏まえ、各任命権者において、採用試験の見直しなど障害者雇用の一層の推進に取り組んでいる。
- 今後も法定雇用率を達成するよう必要な取組を進めるとともに、合理的配慮の提供や相談体制の整備等により、障害者である職員の職場における活躍の推進に取り組む必要がある。

4 高齢職員の能力と経験の活用

- 政府は、昨年8月の人事院の意見の申出を踏まえ、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」としている。
- 地方公務員の定年は、国の職員の定年を基準として条例で定めるものとされているところであり、今後、国における制度設計や法改正の動向を注視しながら、定年の引上げを円滑に行うための施策についても検討を進める必要がある。
- 国家公務員の定年引上げの動向を注視しながら、再任用職員の業務内容や配置ポスト、モチベーションの向上方策のほか、任用形態等についても、引き続き検討を進める必要がある。また、若手職員の安定的・計画的な確保による組織の新陳代謝も必要であるため、人員構成の将来展望に立った計画的な定員管理に努める必要がある。

5 会計年度任用職員制度への取組

現在、令和元年9月議会定例会に「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」議案等が提案されているところであり、今後は、来年4月からの制度の円滑な導入に向けて、会計年度任用職員に係る勤務時間、休暇、任用等の制度の詳細について、法改正の趣旨を踏まえ適切に定めた上で、任用手続等の諸準備を着実に進めていく必要がある。

6 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として強い使命感と高い倫理観を持って県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。



高松市議会で吉峰市議が質問

市教委の状況把握不足が明らかに!

9月13日、高松市議会で、吉峰幸夫市議（市民フォーラム21）が、日教組香川の要望を受け、教職員の働き改革プランの進捗状況等を質問しました。そこでは、高松市教委が学校現場の実情を十分に把握していない現状が明らかになりました。

吉峰市議 「教職員の働き方改革プラン」について出退勤時刻記録システムでの記録等から、目標の達成状況をどのように捉えているのか、お答えください。また、それを踏まえた「教職員の働き方改革プラン」の改善を図る考えについてお答えください。

教育長 高松市教育委員会教職員の働き方改革プランのうち、出退勤時刻記録システムでの記録等から、目標の達成状況をどのように捉えているのかについてであります。

「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」の2年目である今年度は、これまでの取組に加え、スクールサポートスタッフの増配置、出退勤時刻記録システムの勤務記録を活用した働き方改革の推進などを、順次、実施しているところでございます。

出退勤時刻記録システムの記録データを確認しますと、本年4月から7月における平日の時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合は、小学校約9.5%、中学校約16.2%であり、昨年6月の割合が、小学校約24.6%、中学校約19.5%であったことを考えますと、一定の成果はあったものと捉えております。

また、平成30年度の6月から3月の平日、1月当たりの時間外勤務は、小・中学校ともに約4.6時間となっており、29年度の6月の調査時のデータを、平日、1月当たりに換算した時間外勤務は、小学校約7.3時間、中学校約8.2時間であったことから、目標の25%以上減少しており、成果があったものと存じております。

また、それを踏まえた「教職員の働き方改革プラン」の改善を図る考えについてであります。

**時間外勤務
25%以上減少
なんてとんでもない!**
昨年と今年の6月平均の比較
(小:62時間38分→56時間14分)
(中:61時間13分→60時間39分)

現在、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」の目標達成に向けて、計画に沿って施策を進めているところであります。今年度は高松市部活動ガイドラインの策定を進めており、とともに、教職員の意識改革にも取り組んでいます。今後、出退勤時刻記録システムの記録データ等を検証しながら、必要に応じて更なる手立てを講じてまいりたいと存じます。

吉峰市議 文部科学省の「在校等時間」では、土、日の勤務も含んでいる。本市も文部科学省の考えにそって、土、日の勤務を「在校等時間」として時間外勤務に含めるべきと考えるがお答えください。

教育長 文部科学省の通知によりますと、土、日の業務も、校務として行っている勤務の時間については「在校等時間」に含まれることとなっており、本市におきましても、行事等で土、日に校務を割り振る場合には、「在校等時間」として時間外勤務に含め、出退勤時刻記録システムを活用しているところでございます。

また、中学校において土、日に部活動を行う場合は、部活動指導記録簿により校長が勤務時間を把握しており、それ以外に関しましては、土、日は原則勤務を

要しない日であり、そのため、記録を取らないこととしているところでございます。

吉峰市議 各学校で、勤務時間の「明示」「提示」「掲載」ができているのかお答えください。

教育長 本市の小・中学校におきましては、勤務時間を教育計画等に明示・掲載しております。

また、多くの学校で、職員室内に日課表とともに勤務時間を掲示しているものとらえております。

吉峰市議 各学校で、毎月の総時間外勤務データの一覧表が配られているのかお答えください。

教育長 各学校においては、教職員の勤務の状況を適切に把握し、教職員の心身の健康を保つために、出退勤時刻記録システムから出力できる毎月の総時間外勤務データの一覧表を職員会議等で配布したり、管理職が面談等で活用したりしているものと認識いたしております。

今後とも、毎月の総時間外勤務データの一覧表を活用して、働き方改革を適切に進められるよう管理職を指導してまいりたいと存じます。

学校事務職員学習会 40歳で4級昇格を

10月14日、日教組香川は、学校事務職員学習会を開催しました。講師として予定していた薄田日教組事務職員部長は、台風19号のため来県できませんでしたが、県職連合から森書記次長をお迎えして、知事部局の一般行政職の賃金改善の現状を学びながら、学校事務職員の賃金水準向上の方策を考えました。

特に、40歳で4級昇格している運用について、当面の要求事項として確認しました。

参加者の感想

これまで、学校事務職員は部下がないため給与級を上げることができないと言われていたが、県職連合の取り組みや、本府には直属の部下はないが給与級を上げているという実態を聞き、今後、学校事務職員の給与級の引き



森県職連合書記次長

上げは可能だということがわかりました。

また、本府職員の昇格・昇給を聞いていると、改めて学校事務職員は少しばかり冷遇されているのではないだろうかとさえ感じました。

まずは本府と同じよう割合で3級から4級の職員を増やせるよう声を上げていく必要があると感じました。

資料については日教組香川まで

教育実践講座Ⅱ

楽しい宿題⑧

石原清貴(元小学校教員)

1 生活から学ぶ

子どもたちは生活の場からいろいろな学びをする権利を持っています。今のように学校のなかった時代、子どもたちは生活のあらゆる場面から様々な知識や技術を学び受け継ぎ、次の世代に伝えてきました。私たちはそれを文化と呼びます。もちろん文化の中には文字で伝える文化・数式を使って数量問題を解決する文化・楽器や歌で心象を表現する芸術文化等々があり、こういった文化を習得するためにはそれなりの訓練が必要です。そのために学校という社会システムができるあがったわけです。しかし、学校という社会システムができあがり、そのシステムの中で競争が行われ、競争に勝ち残った者が社会で優位な位置に立てるようになるに従い、学校の勉強の重要性が高まり「生活から学ぶ機会」がずいぶん軽んじられるようになってしまっています。

学校から帰ると子どもたちはまずペーパーの宿題をしないといけません。宿題が多いときには1時間以上かかることもあります。（先日4年生の子どもが持つて帰った算数の宿題は割り算筆算80問でした）それが済むと間髪を入れずに塾や習いごとに行く子も多いはずです。いま面倒をみている小学校1年生の子は学習塾・ピアノ・習字に通っています。6年生に至ってはサッカー・塾・英語教室・そろばんとスケジュールがびっしりで土日もありません。塾や習いごとを終わらせて帰ってくると、後はご飯を食べて眠るだけになります。

このような生活がいいはずがありません。「勉強は出来るが、生活力・対人能力が低い大人」がこうやって生み出されていくわけです。もちろん、宿題・塾・習い事が悪いというのではありません。そのことによって生活から学ぶ機会が失われることが問題だと私は思います。

2 生活に目を向ける算数の宿題を出そう

そこで、単なる計算プリントとか漢字プリントとかではなく、生活の中から見つける算数や国語の宿題を出す事をお勧めします。特に算数は生活に目を向けさせる素材がたくさんあります。今回はそんな楽しい宿題の提案です。

1年（数調べ）

家の中にある食べ物の中で全部の数が20個までの品物の個数を調べてくる宿題

- 例・そうめんの束・・・・ 6束
- ・ゴボウ天ぷら・・・・ 4本
- ・卵パック・・・・ 10個

2年

例・6個入りの卵パックが3パックあります。卵の数は全部で何個（かけ算問題作り）

- ・冷蔵庫の奥の方に1箱に4個しかチョコの入っていない高級チョコレートが5箱隠すようにしてありました。チョコは全部で何個？（かけ算問題作り）
- ・お父さんの靴は28cmでした。僕の靴は18cmです。お父さんの靴は僕の靴より何cm長い（長さ調べ）
- ・お家の中で直角の場所を探してこよう（直角調べ）

3年

例・袋入りのせんべいの中身を調べると23枚入っていました。兄弟3人で分けると一人何枚ずつになる？（割り算）

- ・家の中で三角形を探してこよう（三角形）
- ・冷蔵庫の中にある食材で重さをかいだシールを見つけて持ってこよう（重さ）

4年

例・家の周りや家の中にある葉っぱの開き具合を分度器で測ってみよう。（角度）

- ・家の中で小数表示のあるものを探してこよう（小数）
- ・家のテレビ・パソコン・スマホなどの画面の縦横のサイズを調べてこよう（面積）
- ・家の中で直方体や立方体の物を探してこよう（立体）

5年

例・「何割引シール」「何%引きシール」を探して持ってこよう。（割合）

- ・割引シールを使って割合の問題を作ろう（割合）

6年

例・お風呂が何分で一杯になるのか測ってこよう（お風呂の容積も聞いてこよう）（比例）

- ・家から学校まで距離とかかる時間を調べて歩く速度を計算しよう。（速さ）

実は算数の問題は家の中でいくらでも発見できます。家の中の算数探し宿題を通して親子の会話が増えたり、生活に関心を持つことが出来たりするようになればいいと思います。尚、これらの宿題は＜強制＞してはいけません。出来る子だけでいいのです。後は授業でそれらを取り上げ、みんなの共通の話題にしていくことで生活を見直す事が出来るようになるからです。



石原清貴氏

気軽におしゃべり、 JTI-カフェ開催中

2019年11月14日(木) 18:30~20:00
日教組香川事務所(高松市中野町15-24佐藤ビル1F)

相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

職場での悩みごとなどお気軽にご相談ください

教職員共済生協の
総合共済 なら、業務中に起こった
賠償事故も補償します!

総合共済は月掛金900円 契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

給食費を賠償

運動会が悪天候により延期され、平日開催となった。そのため開催日の給食を止める連絡を給食センターにするべきところ担当者が失念。外部委託の給食センターに賠償。

総合共済からの
お支払い実例

約100,000円

部活中の事故

部活でサッカーの練習中、生徒が蹴ったボールが塙とフェンスの隙間から外部へ飛び出し通行中の自動車に損害を与えた。契約者がサッカーチームの顧問として練習に立会い指導中の事故。

総合共済からの
お支払い実例

約250,000円

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育

電話 0120-27-8140 FAX 0800-200-2207

◆ 右手を高く上げたとき、「こきつ」て音がしました。気になつたので、かかりつけの病院で尋ねてみると、調子のつて動かしていると「五十肩」になると言われました◆ 気付けていたのですが、生活科の畠の用意でくわを使った後、右の方や二の腕に痛みが出てきました◆ 遅まきながら、注意された「脇を縮める」ことに気を付けることになりました。できるだけ無理な動きはしないようにと考えていますが、利き腕は黒板等の字を書くため、毎日何時間も高く上げますから、痛みがあつても使うしかありません◆ また、パフォーマンスが下がりそうですね。スポーツ選手程ではあります。スポーツ選手程ではありませんが、どんなことにもピクがあるようです◆ わたしの場合は、体を動かすことや記憶に関してはとつぐにピクを過ぎています。これまでの経験でどうにか担任の業務を行っていますが、様々な工夫が不可欠です。更に体の痛みも加わって、「歳には勝てない」を実感中です◆

力ナリア通信

年齢を感じて

日教組香川応援企画

LGBTをテーマにした映画祭

△ じんけんフェスタ2019共催事業
△ かがわ文化芸術祭2019参加行事

香川レインボー映画祭

今年も性とライフスタイルの多様性をテーマに、厳選の作品を上映!

とき 2019年11月30日土 13:00~
(12:40開場 19:00終了予定)

ところ サンポートホール高松第2小ホール(5階)

■上映作品
愛と法／空と、木の実と。／虹色の朝が来るまで

Aプログラム 13:00~14:40 愛と法

((C) 2017 Nanmori Films

Bプログラム 15:30~17:15 空と、木の実と。

舞台挨拶あり

Cプログラム 17:30~19:00 虹色の朝が来るまで

舞台挨拶あり

15:00~15:20 映画入場券をお持ちの方はご覧いただけます。

特別トーク ゲスト 清貴

1日通し券 前売¥2,500 当日¥2,700
A,B,Cプログラムすべてをご覧いただけます。

1プログラム券 前売¥1,100 当日¥1,300
A,B,Cプログラムの中から1つご覧いただけます。

※18歳未満または高校生以下、65歳以上、各種障害者手帳をお持ちの方は当日料金から500円引き

主催 香川レインボー映画祭実行委員会

共催 香川県
後援 高松市 丸亀市

協賛 annotation
@nabi



前売券取り扱っています。詳しくは日教組香川まで。